



総 第 2 1 6 号

平成29年2月10日

塩竈市議会議長

香 取 嗣 雄 殿

塩竈市長 佐 藤 昭



文書質問に係る回答書の提出について

平成29年1月30日付け議第140号にて送付のありました文書質問について、別添のとおり回答書を提出いたします。

記

1. 質 問 者 塩竈市議会議員 志子田 吉晃
2. 質問件名 平成28年11月17日付け入札執行について
 - ・ 件名：配水管敷設工事③
 - ・ 場所：塩竈市 栄町・月見ヶ丘 地内上記の工事を複合工事とした判断理由について



文書質問回答書

1. どのような基準の基に本工事を複合工事としたのか。

(回答)

配水管布設工事③（以下「本工事」という。）に限らず、配水管布設工事は、通常、舗装工事を伴うため水道施設工事と土木工事の複合工事として取り扱っています。

本工事については、舗装延長 240m面積 840 m²、配水管布設延長 32.8m口径 400 mm を施工するもので、設計額の大きい工種である土木工事（舗装工事）として発注したものです。

2. 本舗装工事があることを理由とするならば、配水管布設工事費と本舗装工事費の金額の割合はどのような割合が基準となるのか。

(回答)

本工事は、直接工事費で水道施設工事約 300 万円、土木工事（舗装工事）約 400 万円の設計額であり、水道施設工事よりも土木工事（舗装工事）の設計額の方が大きかったため、土木工事として発注したものです。

3. 今後同様の舗装工事がある配水管布設工事は全て複合工事となるのか。

(回答)

配水管布設工事は、通常、舗装工事を伴い、異なる建設業許可の工種が複合しますので今後も複合工事として取り扱い、工事全体の設計額のなかで最も大きい設計額となる工種で発注します。

4. 配水管布設工事のみとなる工事はどのような工事内容なのか。

(回答)

配水管布設工事に限られた条件では、主な事例として共同溝工事などの電線や電話線、下水道管及びガス管が同時に埋設される際に、水道では配水管布設（水道施設工事）のみで発注する場合があります。その場合は、布設工事竣工後に別工事として舗装工事のみが施工されます。

5. 配水管布設工事の資格を有した事業者のみが入札に参加できる工事とはどのような工事内容なのか。

(回答)

建設業法（昭和24年法律第100号）第4条において「建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる。」と規定されていますので、工事全体の設計額のなかで水道施設工事の設計額が土木工事の設計額よりも大きく、水道施設工事として発注した工事が該当します。

6. 建設業法の登録業種で指名される業者を指名委員会で明確化する基準を示して頂きたい。

(回答)

本市では、市の発注する工事又は製造の請負について公正な事務の運営を図るため、工事請負業者等指名委員会を設置し、設計額が20,000,000円以上の工事の競争入札について審議しています。その際の資格基準は、塩竈市建設工事の競争入札参加者の資格を定める基準（平成8年告示第30号）において、競争入札参加者の資格要件及び工種毎の格付として定めています。

7. 本市に本店を置く建設業関連事業者の育成という観点から、発注単位を考慮していると思うが、指名委員会としての育成方針を明確に示して頂きたい。

(回答)

発注工事の内容を精査し、市内の事業者で資格も含め施工可能で、十分競争性を確保した入札が可能であると見込まれる工事については、指名競争入札参加資格承認簿に登録された事業者のうちから本市に営業所等を有することを条件に指名しています。

8. 過去の配水管布設工事の入札で複合工事として入札を実施した工事の有無について回答願いたい。

(回答)

過去に入札執行した配水管布設工事のほぼ全てが、水道施設工事と土木工事（舗装工事）の複合工事です。